

武蔵野市財政援助出資団体の見直しに関する基本方針

1. 財政援助出資団体に係る市の取組みの経緯

市はこれまで、市が直接実施するよりも効率的・効果的かつ柔軟にその時代に合った公共サービスを提供できるように財政援助出資団体（以下「財援団体」という。）を積極的に設立し、市が直接実施する行政サービスとの組み合わせで、全国でも先駆的な取組を行い、安定した公共サービスを提供してきた。

その結果、平成 25 年 4 月現在、本市の財援団体は、他市に比較して、また自治体の規模に照らして多い状況（多摩 26 市における出資団体の設置状況参照）にある。

■多摩 26 市における出資団体の設置状況

八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市
2	2	10	5	1	4	1
調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市
6	7	2	2	3	2	2
国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市
2	1	2	1	2	1	1
多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市		
2	2	2	3	1		

出資団体（地方自治法第 221 条第 3 項に規定する団体）数の近隣自治体における比較（H25.4 調査）

一方で、市は、行政と密接な関係を持って共に公共課題の解決を担う財援団体を指導監督する責務があり、「武蔵野市財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針」に基づいて指導監督を行うとともに、各団体も『経営改革プラン』を作成するなど経営改善に努力してきた。

また、平成 15 年に指定管理者制度が導入された際には、市もこの制度に沿い「指定管理者制度導入に係る基本方針」を策定して、財援団体のいくつかを公共施設の指定管理者に指定してきた。

加えて平成 20 年に「公益法人制度改革」が行われた際には、市も財援団体に対し、積極的に公益法人化を目指すことを指導してきた。

2. 社会状況の変化と現状及び課題

(1) 社会状況の変化と現状

近年では、介護保険制度の導入や規制緩和などにより民間事業者の参入機会が広がり、公共サービスの提供に民間セクター等(※)の参入が進んでいる。また市民ニーズや価値観の多様化・複雑化が進むとともに、市民活動が活発化し、公共サービスの担い手となる等、従前の「公共」の概念が変化してきており、公共サービスの担い手を新たな視点で検討する必要が生じてきている。また、今後少子高齢化が進展する中で市の財政も厳しさを増してくるため、より効率的・効果的な公共サービスの提供が必要となってきている。

このように変化する時代の中で、当初の設立目的が希薄になってきた財援団体や、時代のニーズに合わなくなったサービス、他の財援団体と重複しているサービスなどを実施している財援団体も皆無ではない。また、新たな課題に対し十分に対応できていない団体もある。

また、財援団体の自立の観点からは、市からの派遣職員によって管理部門が担われている団体もあり、団体が独自に雇用した職員の人材育成が進みにくい状況にある。

(※) 民間セクター等とは財援団体を除く民間企業、NPO、市民団体等をいう

(2) 財援団体を取り巻く市の課題

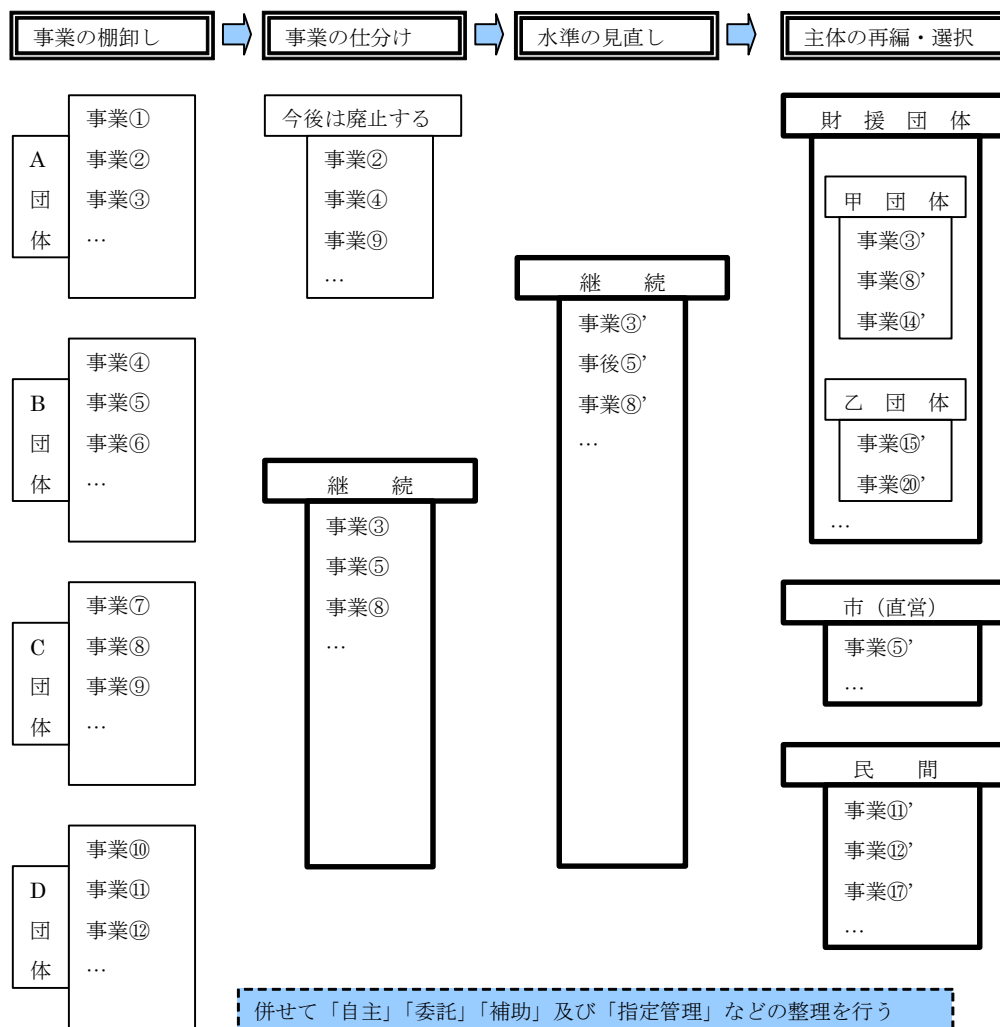
市は、公益性はありながらも収益性が低いなど、営利企業では担えないサービスを財援団体に託しつつ、一方では財援団体に自立化を求めるといふ、財援団体にとって困難度の高い対応を求めていたことは否めない。また、財援団体が行う事業について、これまで一部で曖昧であった「受託事業」「指定管理事業」「補助事業」「自主事業」などの取り扱いも整理する必要がある。

その意味から、財援団体の事業について全て棚卸しを行い、事業の必要性・妥当性を踏まえて見直していくことが不可欠である。

その際、公共サービスについては、将来の財政状況を見据えながら、「市としてどの水準で公共サービスを提供していくのか」という判断軸を明確にしていく必要がある。

このような様々な見直しを行って行く中で、公的に担うべき役割が薄れてきている事業は廃止や民営化を検討し、その結果、事業規模が小さくなった財援団体や、機能が類似・関連している財援団体は、他の団体と統合することにより効率的・効果的に事業を実施でき、公共サービスの質が向上するかなどの観点から、統合を検討する必要がある（財援団体の見直しのイメージ参照）。

■財援団体の見直しイメージ



なお、平成 24 年度よりスタートした第五期長期計画でも、財援団体の整理・統廃合等を含めた将来のあり方及び指定管理者制度のあり方を検討し、自治体総体としての経営力の強化が必要と提起されている。

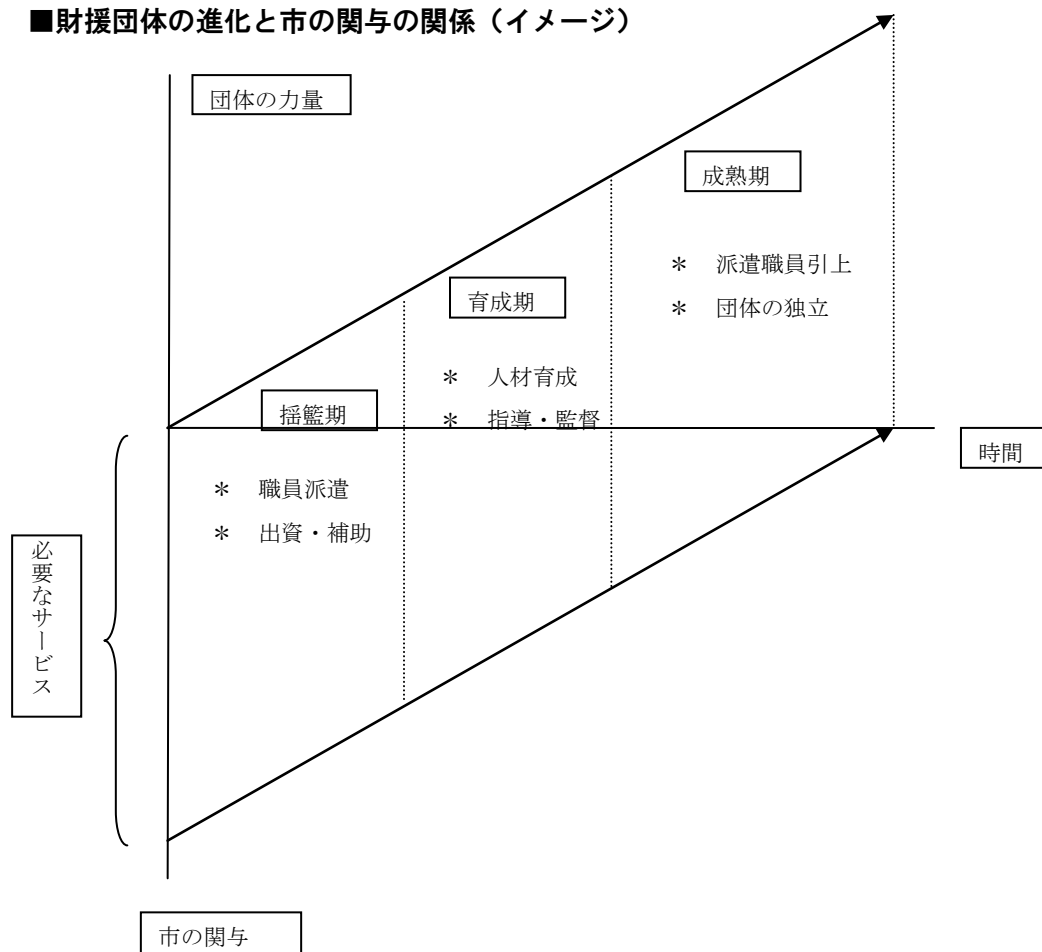
3. 見直しの基本的考え方

以上のような見直しを進めるため、ここで一度既存の事業の棚卸しを行い、事業の必要性や提供する組織のあり方などを、以下の考えを基本原則として検討を進める。

- ① 財援団体が現に行っている公共サービスのうち、公共課題の解決に繋がらないものは廃止する。
- ② 財援団体の実施している業務を市からの受託事業、指定管理事業、補助事業、自主事業等に明確に分類し、財援団体が市から受託、補助を受けて実施している公共サービスについて、民間セクター等でも実施可能で効率的、効果的に実施できるものは民間セクター等に移行する。
- ③ 既存事業の見直しにより、事業規模が縮小した団体や、機能が類似・関連している団体は、他の団体と統合することも視野に入れる。原則として新たな財援団体の設立は行わない。
- ④ 公共施設の指定管理者は、原則として競争原理のもと担い手を選択するが、これまでの経緯や成果を検証し、財援団体が行うことが市民サービスに不可欠な場合は引き続き財援団体を指定する。
- ⑤ 財援団体の自立性やガバナンスを高めるため、市は人的支援・財政的支援などの関与を必要最小限にするとともに、出資者・援助者としての監督手法を改めて検討する。
- ⑥ 財援団体はその設立時期、規模により、まだ揺籃期のものから自立度の高い成熟期のものまで発展段階は様々であり、その状況にふさわしい改革を行っていく（財援団体の進化と市の関与の関係（イメージ）参照）。

※ 「自立」とは、市による指導監督に頼らず、また市から団体運営に必要な人的・物的・財政的な面で援助を受けること無く、団体のガバナンスを発揮し健全な経営を営み、市と十分に連携して公共の課題解決に取り組むことである。

■財援団体の進化と市の関与の関係（イメージ）



4. 見直しにおける課題と今後の予定

財援団体の見直しは公共サービスの受益者である市民と、納税者であり負担者である市民の合意形成を重視し、財援団体の意思など、広く意見を聞きながら慎重に進める必要がある。

また、団体の廃止、縮小、統合は団体職員の雇用に直接かかわることもあるため慎重に検討する必要がある。

今後、本基本方針に基づいて具体的な見直し素案を検討し、次期調整計画における全市的な議論に繋げていく。

また、見直しの効果検証のため、より客観的、体系的な見直し効果測定の仕組みを確立し、見直しの進捗管理、経営や事業の評価を継続的に行う。